平成 22 年 8 月 5 日

特別目的会社専門委員会
ディスカッション・ポイント

- 平成 22 年 3 月 25 日の第 198 回企業会計基準委員会では、「SPE の取扱い」[1]に関する短期的な検討を行うか否かについて、以下の内容の意思確認が行われ、②の方向性で検討を進めることとなった。
  ① 短期的な対応をせず、MoU プロジェクトの対応を進める。
  ② 短期的な対応を行う方向で専門委員会で対応案を作成し、当該対応案について委員会にて検討を行う。対応案の作成は[D 案][2]を中心に行う。

- その後、専門委員会を開催し、D 案を中心に対応案の検討を行い、平成 22 年 7 月 6 日の第 205 回企業会計基準委員会において、「「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用できるものに変更する。」ことに関する意思確認が行われた。その結果、当該内容において暫定合意がなされ、公開草案を公表する準備に入ることとされた。

- 本日の委員会では、今後、公開草案の公表を議決するために、適用時期を含め、公開草案の文案の検討を行うこととする。

＜前回意思確認の前提事項＞
① 表示上の手当てを行う（ノンリコース債務の区分表示等）。
② 商法上の匿名組合出資について、合同会社を用いたスキームの場合、匿名組合を連結することを追加的に定める。
③ 適用初年度の経過措置（過去分の取扱い）を設ける。
④ 適用時期を以下のいずれかとする。
（案 1） 平成 23 年（2011 年）4 月 1 日開始事業年度の期首から適用とする。
ただし、従来、子会社に該当しないものと推定されていた特別目的会社については、平成 24 年（2012 年）4 月 1 日より前に開始する事業年度においては当該取扱いを継続することができることとする。
（案 2） 平成 24 年（2012 年）4 月 1 日開始事業年度の期首から適用とする。

以　上

[1] 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」
[2] 「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用するものとする案。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。